

議案第 88 号

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 15 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、居宅訪問型保育事業者が提供する保育の対象を追加するとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き」を削り、「家庭的保育事業者等に対し」を「最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する家庭的保育事業者等に対し、世田谷区児童福祉審議会（世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第29号）第1条に規定する世田谷区児童福祉審議会をいう。）の意見を聴いた上で」に改め、同条第2項を削る。

第19条中「規則に」を「規則で」に改める。

第38条第4号中「又は深夜の勤務に従事する場合」を「若しくは深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」に改める。

第39条第1項中「規則に」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。